

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次 ページ

### 規 則

○農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則……………（農業施設管理課）	1
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課）	5
○北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則……………（経済部総務課）	6
○北海道財務規則の一部を改正する規則……………（財務指導課）	6

### 規 則

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則をここに公布する。  
令和元年9月30日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道規則第36号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行細則  
（趣旨）

**第1条** 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号。以下「法」という。）の施行については、農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令（令和元年政令第22号。以下「政令」という。）及び農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則（令和元年農林水産省令第9号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（総合振興局長等への委任）

**第2条** 次に掲げる事務は、総合振興局長及び振興局長に委任する。

- (1) 法第11条第1項の規定による防災工事の施行に関すること。
- (2) 法第11条第2項の規定による費用の徴収に関すること。

（農業用ため池の届出）

**第3条** 法第4条第1項の規定による届出は、別記第1号様式により行うものとする。

2 省令第5条第1項の届出書は、別記第2号様式によるものとする。

3 省令第5条第2項の届出書は、別記第3号様式によるものとする。

（特定農業用ため池の指定の申出）

**第4条** 法第7条第4項の規定による申出は、別記第4号様式により行うものとする。

（行為の許可の申請及び協議）

**第5条** 法第8条第1項の許可の申請及び同条第3項の規定による協議は、別記第5号様式により行うものとする。

（防災工事に関する計画の届出）

**第6条** 省令第10条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の計画書は、別記第6号様式によるものとする。

（施設管理権の設定に関する裁定の申請）

**第7条** 省令第17条の申請書は、別記第7号様式によるものとする。

（施設管理権の設定等に関する裁定の申請についての異議）

**第8条** 省令第19条第1項の申出書は、別記第8号様式によるものとする。

（施設管理権の存続期間の延長に関する裁定の申請）

**第9条** 省令第22条において準用する省令第17条の申請書は、別記第9号様式によるものとする。

（身分証明書の様式）

**第10条** 法第18条第4項に規定する身分を示す証明書は、別記第10号様式によるものとする。  
（書類の経由）

**第11条** 法、政令、省令及びこの規則により知事に提出すべき書類は、当該書類に係る農業用ため池の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長を経由して提出しなければならない。

（知事への委任）

**第12条** この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な様式は、知事が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第3条第1項及び別記第1号様式の規定は法附則第2条第1項の規定による届出について、第3条第2項及び別記第2号様式の規定は法附則第2条第2項の規定による届出について、それぞれ準用する。

**別記第1号様式**（第3条関係）

農業用ため池の届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所

氏名

印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第1項の規定により、次のとおり届

け出ます。

ふりがな			
農業用ため池の名称			
農業用ため池の所在地			
所有者	氏名(名称)		
	住所		
	代表者 (法人の場合)		
	共有者	他 名(別紙)	
管理者	氏名(名称)		
	住所		
	代表者 (法人又は法人で ない団体の場合)		
	管理の内容		
	管理の権原の種類	委任・賃借・共同(入会)・その他( )	
堤高(m)	堤頂長(m)		総貯水量(m <sup>3</sup> )

添付書類

- (1) 農業用ため池の所有者又は管理者が法人である場合には、その定款又は寄附行為の写し
- (2) 農業用ため池の管理者が法人でない団体である場合には、その規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- (3) その他参考となるべき書類

備考1 「管理の権原の種類」の欄は、該当する項目を○で囲むこと。

2 「管理者」とは、農業用ため池について所有権以外の権原に基づき操作、維持、修繕その他の管理を行う者をいう。

別紙

共有者一覧

氏 名	住 所


別記第2号様式(第3条関係)

農業用ため池の変更届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所  
氏名 印  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

農業用ため池に関する届出事項に変更があつたので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2項前段の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由
- 5 変更年月日

備考 次に掲げる書類を添付すること。ただし、添付すべき書類が既に知事に提出されている当該書類と同一の内容であるときは、その旨を余白に記載して添付を省略することができる。

- (1) 農業用ため池の所有者又は管理者が法人である場合には、その定款又は寄附行為の写し

(2) 農業用ため池の管理者が法人でない団体である場合には、その規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

(3) その他参考となるべき書類

**別記第3号様式**（第3条関係）

農業用ため池の廃止届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所

氏名 印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

農業用ため池を廃止したので、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第4条第2項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 廃止の理由
- 4 廃止年月日
- 5 廃止後のため池及びその敷地の利用計画

備考 次に掲げる書類を添付すること。ただし、添付すべき書類が既に知事に提出されている当該書類と同一の内容であるときは、その旨を余白に記載して添付を省略することができる。

(1) 農業用ため池の所有者又は管理者が法人である場合には、その定款又は寄附行為の写し

(2) 農業用ため池の管理者が法人でない団体である場合には、その規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

(3) その他参考となるべき書類

**別記第4号様式**（第4条関係）

特定農業用ため池の指定申出書

年 月 日

北海道知事 様

申出者 住所

氏名 印

次の農業用ため池について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定をする必要があると思料しますので、同条第4項の規

定により申し出ます。

記

- 1 農業用ため池の名称
- 2 農業用ため池の所在地
- 3 申出の理由
- 4 申出者の利害関係の内容

**別記第5号様式**（第5条関係）

特定農業用ため池についての行為許可申請（協議）書

年 月 日

北海道知事 様

申請（協議）者 住所

氏名 印

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第8条第1項（第3項）の規定により、特定農業用ため池についての次の行為に係る許可を申請（協議）します。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 行為の内容及び施行の方法
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 その他の事項

添付書類 計画説明書及び計画図

備考 「その他の事項」には、当該行為について、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

**別記第6号様式**（第6条関係）

特定農業用ため池の防災工事に関する計画書

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住所

氏名 印

(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条第1項（第3項）の規定により、次のとおり特定農業用ため池の防災工事に関する計画を届け出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 防災工事の着手予定年月日（着手年月日）
- 4 防災工事の完了予定年月日
- 5 防災工事の種類  
＜老朽化対策・豪雨対策・耐震化対策・廃止・その他（ ）＞
- 6 防災工事の内容及び施行の方法
- 7 その他の事項

添付書類

- (1) 届出者が法人である場合には、その定款又は寄附行為の写し
- (2) 届出者が法人でない団体である場合には、その規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- (3) 特定農業用ため池の位置図、平面図、構造図その他必要な図面
- (4) 計画説明書及び計画図
- (5) その他参考となるべき書類

備考1 「防災工事の種類」は、該当するものを○で囲むこと。

- 2 「その他の事項」には、当該行為について、森林法、地すべり等防止法、河川法、砂防法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

**別記第7号様式**（第7条関係）

特定農業用ため池の施設管理権の設定に関する裁定申請書

年 月 日

北海道知事 様

市町村長 印

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第13条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池の施設管理権の設定に関し裁定を申請します。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 特定農業用ため池の管理及び保全の現況
- 4 その他参考となるべき事項  
(1) 探索の実施状況

(2) 特定農業用ため池の施設管理権が設定されるべき理由

**別記第8号様式**（第8条関係）

特定農業用ため池に係る施設管理権の設定についての異議申出書

年 月 日

北海道知事 様

申出者 住所

氏名 印

年 月 日付けで公告（通知）のあった市（町村）長による申請について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（第17条第2項において準用する同法）第14条第1項第4号の規定により、次のとおり異議を申し出ます。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 申出者による特定農業用ため池についての管理の状況
- 4 申出の趣旨及びその理由
- 5 その他参考となるべき事項

添付書類 申出者が特定農業用ため池の所有者であることを証する書類

**別記第9号様式**（第9条関係）

特定農業用ため池の施設管理権の存続期間の延長に関する裁定申請書

年 月 日

北海道知事 様

市町村長 印

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第17条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池の施設管理権の存続期間の延長について裁定を申請します。

記

- 1 特定農業用ため池の名称
- 2 特定農業用ため池の所在地
- 3 特定農業用ため池の管理及び保全の現況
- 4 その他参考となるべき事項  
(1) 探索の実施状況  
(2) 特定農業用ため池の施設管理権の存続期間を延長すべき理由

**別記第10号様式**（第10条関係）

(表)

第 号

身 分 証 明 書

所 属：

氏 名：

(写真)

上記の者は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第18条第1項及び第2項の規定により、農業用ため池及び他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行うことができる者であることを証する。

有効期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

発行年月日： 年 月 日

北海道知事 印

(裏)

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（抜粋）  
（報告徴収及び立入調査）

第18条 都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、農業用ため池の所有者等に対しその管理の状況に関する報告を求め、又は当該職員若しくはその委任した者に当該農業用ため池に立ち入らせ、測量若しくは調査を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、第7条第1項の規定による指定その他の処分をするため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、当該職員又はその委任した者に立ち入らせることができる。

3 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第1項又は第2項の規定により立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第2項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

6 第1項又は第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7 都道府県は、第2項の規定による立入りによって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 都道府県知事は、第1項又は第2項の規定による立入りについて必要があると認めるときは、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第37号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「検査」の次に「、法第63条第1項、第72条の49の2又は第72条の59第1項に規定する書類の閲覧及び記録」を加える。

第39条の7の見出し中「調査」を「調査等」に改め、同条第1項中「法人の道民税の賦課に関する調査のための質問及び検査に係る」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法人の道民税に係る調査のための質問及び検査に係る事務
- (2) 法第63条第1項に規定する書類の閲覧及び記録に係る事務

第39条の7第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項第1号」に、「前項」を「同項第2号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第1項」を「第1項第1号」に、「第2項」を「同項第2号」に改め、「当該」の次に「徴税吏員の所属する」を加え、同項を同条第3項とする。

第41条の8の見出し中「調査」を「調査等」に改め、同条第1項中「法人の事業税（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人に対する付加価値割及び資本割並びに法第72条の41第1項に規定する法人に対するものを除く。）の賦課に関する調査のための質問及び検査に係る」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法人の事業税に係る調査のための質問及び検査（これらのうち法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人に対する付加価値割及び資本割並びに法第72条の41第1項に規定する法人に対する事業税に係るものを除く。）に係る事務
- (2) 法第72条の49の2に規定する書類の閲覧及び記録に係る事務

第41条の8第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項第1号」に、「前項」を「同項第2号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第1項」を「第1項第1号」に、「第2項」を「同項第2号」に改め、「当該」の次に「徴税吏員の所属する」を加え、同項を同条第3項とする。

別記第1号様式の4の2中「検査」の次に「、地方税法第63条第1項、第72条の49の2又は第72条の59第1項に規定する書類の閲覧及び記録」を加える。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第38号

北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道計量検定所条例施行規則（平成12年北海道規則第90号）の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)の項中「7,800円」を「7,900円」に、「10,000円」を「10,100円」に、「15,600円」を「15,700円」に、「27,800円」を「27,900円」に、「30,500円」を「30,600円」に、「55,300円」を「55,400円」に改め、同部(3)の項中「840円」を「850円」に、「4,550円」を「4,600円」に改め、同表4の部(1)の項中「20,400円」を「20,500円」に、「28,600円」を「28,700円」に、「32,900円」を「33,100円」に、「46,600円」を「46,700円」に、「81,300円」を「81,600円」に改め、同部摘要欄中「11,200円」を「11,400円」に、「11,700円」を「11,900円」に、「13,800円」を「14,100円」に、「17,900円」を「18,300円」に、「21,800円」を「22,200円」に、「27,500円」を「28,100円」に、「33,300円」を「33,900円」に、「39,100円」を「39,800円」に、「44,800円」を「45,700円」に改め、同表11の部(1)の項ウ中「2,800円」を「2,850円」に、「4,700円」を「4,750円」に、「20,400円」を「20,500円」に、「28,600円」を「28,700円」に、「32,900円」を「33,100円」に、「46,600円」を「46,700円」に、「81,300円」を「81,600円」に改め、同部(3)の項中「21,400円」を「21,500円」に、「44,900円」を「45,000円」に改め、同部(4)の項中「27,500円」を「27,600円」に改め、同部(5)の項中「83,100円」を「83,400円」に、「103,400円」を「103,900円」に、「69,100円」を「69,400円」に、「81,600円」を「81,900円」に、「76,900円」を「77,200円」に、「92,200円」を「92,600円」に、「86,800円」を「87,200円」に、「111,500円」を「112,000円」に、「84,700円」を「85,100円」に、「22,100円」を「22,200円」に改め、同表17の部(2)の項中「25,000円」を「25,100円」に、「44,700円」を「44,800円」に改め、同部(6)の項中「26,000円」を「26,100円」に、「42,600円」を「42,700円」に改める。

別記第1号様式及び別記第3号様式から別記第6号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

#### 附 則

- この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別記第1号様式及び別記第3号様式から別記第6号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日前に申込みがされた特定計量器の検定及び特定計量器の定期検査に係る手数料の額については、なお従前の例による。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

北海道知事 鈴木直道

### 北海道規則第39号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第196条第4号イ中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 軽自動車税の環境性能割

#### 附 則

- この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）に規定する地方法人特別税をいう。）に係る歳入歳出外現金及び保管有価証券については、この規則による改正後の北海道財務規則第196条の規定により整理しなければならない。この場合

における同条の規定の適用については、同条第4号中「ウ 軽自動車税の環境性能割」と「エ その他受託金」と

「ウ 地方法人特別税

あるのは、エ 軽自動車税の環境性能割 とする。

オ その他受託金 」